

建設工事の 環境法令 ガイド

2025年6月

一般社団法人 **日本建設業連合会**
環境委員会 環境経営部会

はじめに

「建設工事の環境法令ガイド」は、「建設工事の施工者」が「建設工事の現場で行う行為（作業）」に関連する「法規制事項」を中心に、環境法令全般を扱うコンパクトな教育資料としてまとめています。

また、本ガイドは、日建連監修の「環境 LDB 法令集＜建設工事編＞」記載の「環境課題」の章立を参考に、「現場での行為（作業）」に伴う【行政への手続き（許可取得、届出等）】と【それ以外の遵守事項（規制基準の順守、発注者への対応等）】などをアイコンを利用した記載としています。

若手・中堅クラスへの教育のほか、現場における法規制事項の確認など、建設工事の現場において、広く活用されることを期待します。

2025 年 6 月

一般社団法人 日本建設業連合会

環境委員会 環境経営部会



現場の皆さん

「建設工事の環境法令ガイド」の見方を説明します。

記載事項の主語は「現場の皆さん」です。この「現場の皆さん」のアイコンは本編には登場しません。なお、当ガイドの法改正への対応は日建連HPにて更新予定です。

「環境課題」

法令の目的や概要

「関連する法令」



責務

責務規定

（具体的な「法規制事項」がない場合などに記載）



「現場での行為（作業）」

【法規制事項】
【行政への手続き】

許可



● ~の許可
（要許可申請）
（第〇条）



許可権者

届出



● ~の届出
（第〇条）



届出先



期日

【それ以外の遵守事項】



● 規制基準の順守（第〇条）



主な罰則



主な条例の例
や注意事項

※発注者が実施する場合



注意事項）

本ガイドは、建設工事の現場での行為に関する環境法令及び法規制事項をすべて記載しているものではありません。
また、具体的な作業内容等により自治体等の判断が異なる場合もありますので、必要に応じて、確認してください。

環境法令の特徴

環境法令には、以下の特徴があります。

- ①『無過失責任』 故意または過失がなくても工場・事業場から大気や排水を通して排出された有害な物質によって、人名や健康に損害を与えた場合は、賠償責任を負うこと。
- ②『直罰規定』 違法行為があった場合に、行政指導や行政命令を出して自主的な改善を促すといった過程を経ることなく、即時に罰則を適用することを定めた規定。
- ③『規制の上乗せ・横だし』 地域の実情に合わせた規制を実施するため、自治体の条例によって法律より厳しい規制が課せられることがある。

また、改正の頻度が高いため、最新の規制事項を確認して下さい。

このガイドに含まれる法令の略称・正式名称

法 令 略 称	正 式 名 称
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進に関する法律
クリーンウッド法	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
地球温暖化対策推進法	地球温暖化対策の推進に関する法律
省エネ法	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
フロン排出抑制法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
オフロード法	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
安衛法	労働安全衛生法
石綿則	石綿障害予防規則
湖沼法	湖沼水質保全特別措置法
ビル用水法	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律
再生資源利用省令	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
指定副産物利用促進省令	建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法
プラスチック資源循環法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
PRTR法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
PCB特措法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
種の保存法	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
鳥獣保護管理法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
海洋汚染防止法	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

目 次

環 境 課 題	関 連 す る 法 令	頁
環境経営	環境基本法、グリーン購入法、クリーンウッド法	4
地球温暖化防止	地球温暖化対策推進法	4
省エネルギー	省エネ法、建築物省エネ法	5
フロン排出抑制	フロン排出抑制法	5
大気汚染防止	大気汚染防止法、オフロート法、安衛法、石綿則	6
水質汚濁防止	水質汚濁防止法、下水道法、浄化槽法、河川法、 瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼法	8
騒音・振動規制	騒音規制法、振動規制法	12
悪臭防止	悪臭防止法	13
地盤沈下防止	ビル用水法	13
土壌汚染（地下水汚染）防止	土壌汚染対策法	14
廃棄物処理	廃棄物処理法	15
リサイクル	建設リサイクル法、資源有効利用促進法、盛土等規制法、 プラスチック資源循環法、	17
化学物質管理	PRTR法、PCB特措法、安衛法	19
自然環境保全、緑地保全	自然環境保全法、自然公園法、都市緑地法	20
周辺環境保全	景観法	21
生物多様性保全	種の保存法、鳥獣保護管理法	21
海洋環境保全	海洋汚染防止法、港則法	22

環境基本法は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。

事業活動をおこなうとき

責務



環境保全の基本理念に則り、その事業活動（製品使用・廃棄）に関し、環境への負荷の低減等に努めなければならない（第8条）

グリーン購入法は、環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることなどにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

物品の購入等をおこなうとき

責務



できる限り環境物品等*を選択するよう努めなければならない（第5条）

*環境物品等

環境への負荷の低減につながる原材料又は部品、製品、役務

クリーンウッド法は、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球の環境の保全に資することを目的としている。

木材等を利用するとき

責務



合法伐採木材等*を利用するよう努めなければならない（第5条）

*合法伐採木材等

日本又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、主たる原料として製造した家具、紙等の物品

地球温暖化対策推進法は、2050年までの脱炭素社会実現を基本理念とし、温室効果ガスの排出規制等により、地球温暖化対策の推進を図ることなどを目的としている。

事業活動を行うとき

責務



事業活動に関し、温室効果ガス*の排出の抑制等に努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出抑制施策に協力しなければならない。（第5条）

事業設備について、技術の進歩に応じ、温室効果ガスの排出抑制するものを選択し、できる限り排出量を少なくするよう努めなければならない。（第23条）

*温室効果ガス（GHG）

- ① 二酸化炭素 ② メタン ③ 一酸化二窒素 ④ ハイドロフルオロカーボン類（一部）
- ⑤ パーフルオロカーボン類（施行令第2条）
- ⑥ 六ふっ化硫黄 ⑦ 三ふっ化窒素

省エネ法は、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることなどにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

エネルギーを使用するとき



責務 エネルギー（燃料・熱・電気）の使用の合理化および非化石エネルギーへの転換に努めるとともに、電気の需要の最適化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。（第4条）

建築物省エネ法は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置等を講じている。

建築をしようとするとき (建築主等)



責務 ・建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない（第6条）
・建築主は修繕等しようとする建築物について、建築物の所有者、管理者、占有者はその対象の建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。（第6条）

設計・施工の場合の注意

建築確認申請とは別に、一定規模以上の工事の着工日 21 日前までに、建築主は省エネ計画の所管行政庁への届出が義務化された（第 19 条）。また、計画が省エネ基準に適合せず、省エネ性能確保のため必要があると認めるときは、計画の変更等の指示・命令により、工事の着工に影響を及ぼす可能性がある。

フロン排出抑制

フロン排出抑制法は、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置を定めている。

建築物等の解体工事を 請け負うとき



- 第一種特定製品*の設置の有無の事前確認（第 42 条）
- 事前確認結果の発注者への説明（書面交付）（第 42 条）
- 事前確認結果説明書の保存（第 42 条）
- 行程管理票の利用（回付・保存）（第 43 条）
- フロン類の放出の禁止（第 86 条）

*第一種特定製品

業務用の空調機器（エアコンディショナー）および冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使われているもの

第一種特定製品を 使用しているとき (機器の所有者)



- 適正な設置・定期的清掃等（第 16 条）
- 簡易点検等（第 16 条） ● 定期点検（第 16 条）
- フロン類の漏洩時等の措置（第 16 条）
- 点検・整備の記録簿への記録・保存（3年間）（第 16 条）

簡易 点検

全ての機器について、
3 カ月以内に 1 回以上実施

目視点検

点検実施者の具体的な制限はなし

※一定規模以上の第一種特定製品は有資格者による定期点検が必要

第一種特定製品を 廃棄するとき (機器の所有者)



- 第一種フロン類回収業者へのフロン類の引渡し（第 41 条）
- 引取証明書（原本）の保存（3年間）（第 45 条）
- 引取証明書の写しの交付（第 45 条の 2）
- 点検・整備の記録簿の保存（廃棄後 3年間）（第 16 条）



- フロン類のみだり放出 → 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
- 機器廃棄時のフロン類の引渡し義務違反 → 50 万円以下の罰金
- 行程管理票（未交付・未回付・未保存等） → 30 万円以下の罰金

大気汚染防止〈1〉

関連
法令

大気汚染防止法、オフロード法

大気汚染防止法は、事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、粉じんの排出等を規制することにより、大気の汚染に関し生活環境の保全等を目的としている。

一般粉じん発生施設* を設置等するとき

*一般粉じん発生施設の例

- ・土石の堆積場（1,000 m³以上）
- ・コンベア（ベルト幅 75 cm以上、バケット容量 0.03 m³以上）
- ・破碎機、摩砕機（定格出力 75kW 以上）
- ・ふるい（定格出力 15kW 以上）



- 一般粉じん発生施設の設置の届（第 18 条）
- 構造等変更の届出（第 18 条）



- 氏名等変更／使用
廃止の届出（第 18 条の 31）



- 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準の順守（第 18 条の 3）

一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

- 一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合
 - 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置
 - 2 散水設備によって散水
 - 3 防じんカバーで覆う
 - 4 薬液の散布又は表層の締固めを行う
 - 5 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じる（その他、一般粉じん発生施設ごとに基準が定められている。）

罰則

- 未届／虚偽の届出 → 30 万円以下の罰金

条例

大気汚染防止法の規制対象外となる施設について、条例で規制している場合あり

オフロード法は、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、排出ガスを抑制し、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としている。

特定特殊自動車*を 使用するとき

*特定特殊自動車の例

（ただし、施行前に制作されたものは除く）

- ・ブルドーザ
- ・クローラクレーン
- ・バックホウ（クローラ型）
- ・トラクタショベル（ホイール型）
- ・トラクタショベル（クローラ型）
- ・連続式バケット掘削機
- ・くい打ち機及びくい抜き機
- ・アースオーガー
- ・ドリルジャンボ



- 基準適合表示等が付された特定特殊自動車の使用（第 17 条）
- 排出ガスの排出量を増加させない燃料の使用、点検整備の実施（建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針 第 2）

※国土交通省の直轄工事では、「排出ガス対策型建設機械指定制度」により指定された建設機械の使用が原則化されており、多くの都道府県もこの制度を採用している。

罰則

- 基準適合表示が付されていない特定特殊自動車の使用 → 30 万円以下の罰金

条例

東京都環境確保条例（ディーゼル車規制）など、条例で規制している場合あり

大気汚染防止法 は、解体等工事・特定粉じん排出等作業についても規制している。

解体等工事*を実施するとき

* 解体等工事

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事
特定建築材料がある場合⇒特定工事に該当



- 特定建築材料※の使用有無の事前調査（第 18 条の 15）
※吹付け石綿（レベル 1）、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材（レベル 2）に、石綿含有成形板等（レベル 3）が追加された。
- 事前調査結果の発注者への説明・書面交付（第 18 条の 15）
- 事前調査結果の記録の作成・保存（第 18 条の 15）
- 事前調査結果の掲示（第 18 条の 15）
- 事前調査結果の都道府県知事等への報告（第 18 条の 15）
※原則として石綿事前調査結果報告システムによる
- 建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査（第 18 条の 15）
- （特定工事の場合）下請負人に対する説明（第 18 条の 16）

特定工事のうち 届出対象特定工事*を 実施するとき



- 特定粉じん排出等作業の実施の届出（第 18 条の 17）
※工事が適正になされるよう発注者の配慮義務（第 18 条の 16）



* 届出対象特定工事

特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（レベル1,2）

解体等工事のうち 特定粉じん排出等作業* を実施するとき



- 下請負人に対する指導（第 18 条の 22）
- 対象建築材料の除去等の方法（第 18 条の 19）
- 作業基準の順守（第 18 条の 20）
- 特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存（第 18 条の 23）
（隔離解除前の除去完了確認）
- 作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存（第 18 条の 23）

罰 則

- 未届／虚偽の届出
- 特定建築材料の除去等の方法の規定違反（元請・下請負人） → 3 か月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金

条 例

各自治体の環境条例などによる規制あり

安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、石綿則では、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等について規定している。

解体等工事を実施するとき



- 計画の届出（レベル 1・レベル 2）
（第 88 条、安衛則第 90 条）



- 事前調査結果の記録（石綿則第 3 条）
- 建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査（石綿則第 3 条）
- 作業計画の作成（石綿則第 4 条）
- 事前調査結果の労働基準監督署長への報告（石綿則第 4 条の 2）
※原則として石綿事前調査結果報告システムによる
- 掲示（石綿則第 34 条）
- 作業時の建材の湿潤化（石綿則第 6 条の 2、第 6 条の 3、第 13 条）
- 隔離解除前の除去完了確認（石綿則第 6 条）
- 適正な呼吸用保護具等の使用（石綿則第 14 条）
- 石綿作業主任者の選任（石綿則第 19 条）
- 作業員に対する特別教育の実施（石綿則第 27 条）
- 石綿健康診断の実施（石綿則第 40 条）



石綿関連の廃棄物の
取扱い等については
「廃棄物処理〈2〉」参照

水質汚濁防止法は、工事及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、生活環境を保全等をするを目的としている。

公共用水域*へ 排水を排出するとき

*河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共橋梁、かんがい用水路その他公共の用に供される水路



責務 公共用水域への汚水、廃液の排出または地下への浸透状況を把握し、水質汚濁防止に必要な措置を講じなければならない
(第14条の4)

特定施設*を設置等するとき

*特定施設の例

- ・セメント製品製造業の抄造施設、成型機、水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
 - ・生コン製造業のバッチャープラント
 - ・碎石業の水洗式破碎施設、水洗式分別施設
 - ・砂利採取業の水洗式分別施設
 - ・浄化槽（501人以上）
- ※指定地域特定施設*3 も含む



- 特定施設の設置の届出（第5条）
- 構造等変更の届出（第7条）
- 氏名等変更／使用廃止の届出（第10条）



排水*を排出するとき

*1 排水

特定事業場*2 から公共用水域に排出される水

*2 特定事業場

特定施設（指定地域特定施設*3を含む。）を設置する工場又は事業場

*3 指定地域特定施設

指定地域（水濁法の指定水域ごとに定める地域）に設置される浄化槽（201人以上500人以下）



- 指定地域内事業場*の設置者：汚濁負荷量の測定手法の届出／変更の届出（第14条）

*指定地域内事業場：
指定地域（水濁法の指定水域ごとに定める地域）内で
排水水を平均 50 m³/日以上排出する特定事業場



- 排水水の排水基準への適合（第12条）
- 指定地域内事業場の設置者：総量規制基準の順守（第12条の2）
- 排水水の汚染状態の測定、結果の記録・保存（第14条）
- 排水水の汚濁負荷量の測定、結果の記録・保存（第14条）
- 排水水の適切な排出の方法の実施（第14条）
- 特定事業場他の設置者：事故時の措置（応急措置、届出）（第14条の2）

※特に、工場内での工事については注意が必要。



- 排水基準に適合しない排水水の排出 → 6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
- 特定施設の設置等の未届／虚偽の届出 → 3か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金
- 排水水の汚染状態測定結果の未記録／虚偽記録／未保存 → 30万円以下の罰金



各自治体の公害防止条例、生活環境確保条例など
現場からの排水については下水道条例などで規制されている場合有り

※アルカリ排水、薬液注入、土砂流出（造成工事等）などは開発要綱等を参照して注意すること

下水道法は、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、公共用水域の水質の保全に資することなどを目的としている。

特定施設*を設置等するとき

*特定施設の例

- ・セメント製造業の抄造施設、成型機、水養生施設
- ・生コン製造業のバッチャープラント
- ・砕石業の水洗式破碎施設、水洗式分別施設
- ・砂利採取業の水洗式分別施設



- 特定施設の設置の届出
(第 12 条の 3、第 12 条の 6)
- 構造等変更の届出
(第 12 条の 4、第 12 条の 6)
- 氏名等変更／使用
廃止の届出 (第 12 条の 7)



下水道管理者



下水道へ下水を排出するとき

- ・ 1 日最大 50 m³以上の公共下水道への排水
- ・ 汚水の水質下水排除基準の値に 1 項目でも適合しない場合



- 使用の開始等の届出
(第 11 条の 2)



下水道管理者



- 除害施設の設置 (第 12 条、第 12 条の 11、条例)
- 下水排除基準への適合 (第 12 条の 2)
- 水質の測定、結果の記録・保存 (第 12 条の 12)
- 特定事業場の場合：事故時の措置 (応急措置、届出)
(第 12 条の 9)
* 除害施設：下水による障害を除去するために必要な施設
ただし、仕様は各自治体条例の確認が必要

以下の行為を行うとき

- ・ 公共下水道の排水施設（開渠部分）に固着等しての施設等の設置（第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着しての設置を除く）
- ・ 公共下水道の排水施設（開渠部分）の地下への施設等の設置
- ・ 公共下水道の排水施設の暗渠部分に固着しての排水施設の設置（第十条第一項の規定により排水設備の設置を除く）



- 行為の許可（要許可申請）
(第 24 条、条例)



下水道管理者

罰 則



- 下水排除基準に適合しない下水の排除 → 6 か月以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金
- 特定施設の設置等の未届／虚偽の届出 → 3 か月以下の拘禁刑または 20 万円以下の罰金
- 使用の開始等の未届／虚偽の届出 → 20 万円以下の罰金

条 例



各自治体の下水道条例により、一時使用開始届や廃止届等の規定を定めている場合がある

浄化槽法は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制すること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。

浄化槽を設置等 する（した）とき



- 設置の届出（第 5 条）
- 使用開始の報告書の提出（第 10 条の 2）
- 技術管理者・浄化槽管理者の変更の報告（第 10 条の 2）
- 使用再開・廃止の届出（第 11 条の 2・第 11 条の 3）



- 浄化槽工事の技術上の基準に従った施工（第 6 条）
- 設置後等の指定検査機関の水質検査の実施（使用開始後 3 ヶ月を経過した日から 5 ヶ月間内に）（第 7 条）
- 浄化槽の保守点検等（第 10 条）
- 定期検査（毎年一回）（第 11 条）
- 技術管理者の設置（第 10 条）
- 浄化槽の使用に関する準則の順守（第 3 条）



- 設置の未届／虚偽の届出 → 3 か月以下の拘禁刑または 30 万円以下の罰金
- 排出水の汚染状態測定結果の未記録／虚偽記録／未保存 → 30 万円以下の罰金



各自治体に浄化槽関連条例あり（浄化槽の保守点検・清掃・届出等の詳細規定）

河川法は、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持することを目的としている。

河川に一日につき50m³以上*¹ の汚水*²を排出するとき



- 汚水の排出の届出（令第 16 条の 5）
※届出事項の変更・廃止時は、遅滞なく届出



*¹ 河川の流量、利用状況等により河川管理者がこれと異なる量を指定したときは、当該量
*² 生活又は事業（耕作又は養魚の事業を除く。）に起因し、又は附随する廃水

土地の掘削等の行為をするとき



- 行為の許可（要許可申請）（第 23 ～ 27 条）



行為例：流水の占用、土地の占用、土砂等の採取、工作物の新築等、土地の掘削等



- 汚水の排出の未届／虚偽の届出 → 20 万円以下の罰金
- 無許可行為（流水占用、工作物の新築等、土地の掘削等） → 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金



各自治体に河川関連条例あり

水質汚濁防止〈4〉

関連
法令

瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼法

瀬戸内海環境保全特別措置法は、特定施設の設置の規制等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としている。

対象区域*¹で特定施設*²を設置等するとき

*¹ 対象区域

大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県（日本海側除く）

*² 水質汚濁防止法の特定施設

（日最大排水量 50 m³以上の特定事業場）



- 特定施設の設置の許可（第 5 条）
- 特定施設の構造等の変更（軽微な変更を除く）の許可（要許可申請）（第 8 条）



- 特定施設の構造等の軽微な変更の届出（第 8 条）

※ なお、対象区域において浄化槽（201 人以上 500 人以下）を設置する場合は、みなし指定地域特定施設として、水質汚濁防止法の規定（設置の届出等）が適用される。



- 特定施設の無許可設置／無許可構造変更 → 50 万円以下の罰金
- 許可後の特定施設の未届出／虚偽の届出 → 10 万円以下の罰金

湖沼法は、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について、汚水等を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を定めている。

排水水*¹を排出するとき



- 汚濁負荷量の規制基準の遵守（第 9 条）

※水質汚濁防止法上の特定施設その他、浄化槽（201 人以上）等の設置がある場合の規制。

※なお、指定地域内で浄化槽（201 人以上）を設置する場合は、水質汚濁防止法の規定（設置の届出他）も適用される。

*¹ 排水水：湖沼特定事業場*² から公共用水域に排出される水

*² 湖沼特定事業場：湖沼特定施設*³を設置する指定地域*内の工場又は事業場（平均 50 m³/日以上での排出）

*³ 湖沼特定施設：水質汚濁防止法の特定施設（みなし指定地域特定施設*⁴を含む。）

*⁴ みなし指定地域特定施設：処理対象人員数が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽、他

* 指定地域：指定湖沼の水質汚濁に関係がある地域で環境大臣が指定した地域

* 指定湖沼：琵琶湖、霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、児島湖、諏訪湖、釜房ダム貯水池、中海、穴道湖、野尻湖、八郎湖

湖辺環境保護地区*内で以下の行為を行うとき



- 湖辺環境保護地区内における行為の届出（第 30 条）



- ・ 水面の埋立、干拓
- ・ 土石採取 他

*湖辺環境保護地区：

指定湖沼の水質保全のため都道府県知事が指定する指定地域内の地区



- 湖辺環境保護地区内での行為の未届、虚偽の届出 → 30 万円以下の罰金※

※行為者のほか、法人も罰金刑の対象

騒音規制法/振動規制法は、建設工事に伴う騒音/振動について規制を行なうことにより、生活環境を保全することなどを目的としている。

指定地域*¹ 内において
特定建設作業*² を伴う
建設工事を施工するとき



- 特定建設作業の実施の届出
(第 14 条)



*¹ 指定地域

都道府県知事（市の区域は市長）が指定した地域

*² 特定建設作業（騒音）

- ・ くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
- ・ びょう打機を使用する作業
- ・ さく岩機を使用する作業
- ・ 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの・15kW 以上）を使用する作業
- ・ コンクリートプラント（0.45 m³以上）又はアスファルトプラント（200kg 以上）を設けて行う作業
- ・ バックホウ（80kW 以上）、トラクターショベル（70kW 以上）、ブルドーザー（40kW 以上）を使用する作業

※各作業について、対象外となる場合あり。（バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーについては、低騒音型建設機械は対象外、など。）

*² 特定建設作業（振動）

- ・ くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
- ・ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・ 舗装版破砕機を使用する作業
- ・ ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業

※各作業について、対象外となる場合あり。（ブレーカーについては、1 日における移動距離が 50m を超える場合は対象外、など。）

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。



- 規制基準の順守（第 15 条）

規制基準	大きさ	騒音：敷地境界線上で 85dB 以下 振動：敷地境界線上で 75dB 以下	
	作業ができない時間	第 1 号区域	19 時～翌日 7 時
		第 2 号区域	22 時～翌日 6 時
	1 日の作業時間	第 1 号区域	10 時間以内
		第 2 号区域	14 時間以内
	同一場所における作業時間	連続して 6 日以内	
	日曜・休日における作業	禁止	

第 1 号区域

- ・ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ・ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ・ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音/振動の発生を防止する必要がある区域
- ・ 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域内

第 2 号区域

指定地域のうち第 1 号区域以外の区域

規制基準に適合しない騒音/振動により周辺の生活環境が損なわれている場合、改善勧告の対象となる。

改善勧告に従わない場合は改善命令の対象となる。

罰 則



- 改善命令違反 → 30 万円以下の罰金※
- 未届/虚偽の届出 → 10 万円以下の罰金※

※行為者のほか、法人も罰金刑の対象

条 例



自治体によっては、公害防止条例や生活環境確保条例などで法の対象とならない地域や建設作業について規制をかけている場合（横出し規制）や、規制基準をより厳しくしている場合（上乘せ規制）もある

悪臭防止法は、工事や事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行い、悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全等することを目的としている。

※環境省通知「悪臭防止法の施行について」によれば、「建設工事」は「悪臭防止法による規制の対象外」とされている。

**規制地域*内に事業場を設置している場合
(悪臭が発生するとき)**

責務



法は、規制地域内に事業場を設置している場合に特定悪臭物質ごとの規制基準の遵守を定めている。(第7条)

建設工事現場は規制対象外とされているが、周辺住民からのクレーム等を防止するため臭気対策を実施する。

*規制地域(区域)

悪臭による影響は、その発生源の周辺地域に限られることから、住居が集合している地域や、学校・保育所・病院が存在する地域を指定し、指定した地域にのみ規制が適用される。また、必要に応じ地域を区分し、規制基準を定める(町村の区域は県知事が、市の区域は市長が指定)。

●注意が必要な工種

アスファルト舗装・アスファルト防水

アスファルトは、化管法 SDS 制度により、事業者による化学物質の適切な管理が必要となる。施工においては、近隣の居住者に対し工事時間等の情報提供を行い、施工場所の風向きや風速等に留意して工事を実施する。

仮設(事務所等の排水・喫煙所・仮設トイレ)

発生源となる可能性がある。仮設浄化槽は、点検や水質検査が規定されている。

汚染土壌等対策工事

生石灰の水和熱を利用し、土壌中の VOCs を揮発・分離する工法を用いる場合、発生したガスの臭気対策や作業員の安全管理に留意する必要がある。

条例



多数の自治体において、ゴム、ビニールその他燃焼の際、著しいばい煙、有害ガス若しくは悪臭を発生するおそれのある物の焼却を禁止している。

地盤沈下防止

ビル用水法は、特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のために必要な規制を定めている。

**指定地域*1 内で揚水設備*2
により建築物用地下水*3 を
採取するとき**

*1 指定地域

埼玉県の一部、千葉県の一部、東京都(特別区)、大阪府(大阪市)

*2 揚水設備

・動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が6 cm²を超えるもの。

※動力揚水設備であって、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積(6 cm²超)は地域別に規定がある

※河川法に基づく河川区域内は、河川管理施設として適用外

*3 建築物用地下水

以下の設備の用に供する地下水

- ・冷房設備用
- ・水洗便所(但し、他水源がない場合は例外許可)
- ・暖房設備用
- ・自動車用車庫に設けられた洗車設備
- ・公衆浴場用(浴室150 m²以上)



- 採取許可(要許可申請)
(第4条)



都道府県知事等



- 氏名等変更の届出(第7条)
- 他許可の承継(第8条)、失効の届出(第9条)



都道府県知事等



- 指定地域内の揚水設備により建築物用地下水を無許可採取 → 1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
- 氏名等の変更や許可の承継・廃止の未届/虚偽の届出 → 3万円以下の罰金



条例

- ・各自治体条例にて、地下水採取の規制、採取量報告、揚水設備の構造基準規制を定めている場合がある。
 - ・一定規模の開削工事、トンネル工事(シールド、NATM、推進工法)の届出が必要な自治体あり。
- 例: 横浜市生活環境の保全等に関する条例・掘削作業による地盤の沈下の防止・掘削作業開始届の提出

土壌汚染対策法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。

以下の土地の形質の変更 をするとき（発注者）

- ・土地の形質の変更：3,000 m²以上
- ・有害物質使用特定施設にかかわる工場・事業場の土地の形質の変更：900 m²以上
- ・土壌汚染状況調査が猶予されている土地の形質の変更：900 m²以上



- 土地の形質の変更の届出（第3条、第4条）



都道府県知事が指示したとき他*（土地の所有者等）



- 指定調査機関による土壌汚染状況調査、都道府県知事への調査結果の報告（第3条、第4条、第5条）

* 有害物質使用特定施設の廃止時（120日以内）

都道府県知事が指示したとき （要措置区域の土地の所有者等）



- 汚染除去等の計画の作成・提出（第7条）変更時も
- 汚染除去等の実施措置（第7条）
- 都道府県知事への報告（第7条）

要措置区域*1内で土地の 形質の変更をするとき



- 原則禁止（第9条）

*1 要措置区域：土壌汚染の摂取経路があり汚染除去などの措置が必要な区域

形質変更時要届出区域*2内で 土地の形質の変更をするとき （発注者）



- 土地の形質の変更の届出（第12条）



*2 形質変更時要届出区域：土壌汚染の摂取経路がなく汚染の除去等の措置が不要な区域。形質変更時に届出が必要。

要措置区域・形質変更時 要届出区域内の汚染土壌を 区域外へ搬送・運搬・処理 するとき



- 搬出の届出（第16条）



- 運搬基準の順守（第17条）
- 汚染土壌処理業者（許可業者）への委託（第18条）
- 管理票の交付等・保存（5年間）（第20条、第21条）

罰則

- 未届／虚偽の届出
- 運搬基準の未順守
- 管理票未交付／虚偽記載／写しの未送付

→ 3か月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

条例

- 土壌汚染対策・・・各自治体の生活環境保全条例等
- 埋立、土砂排出等・・・各自治体の土砂・残土条例、埋立条例等

【注意事項】 自然由来重金属含有土壌の対応、土壌汚染履歴の確認、基準不適合土壌も準じて（通知）

廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制及び適正処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）について規定している。対象は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物（建設発生土や有価物は含まれない）で、産業廃棄物のうち廃石綿等や特定の廃油・廃酸・廃アルカリなど有害性等のある廃棄物は、特別管理産業廃棄物として保管、排出等での注意が必要となる。

廃棄物を排出するとき



- 事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（第3条）
- 建設工事等においては発注者から直接工事を請負った元請業者が排出事業者となる。（第21条の3）

（特別管理）産業廃棄物を保管するとき



- 保管基準の順守（第12条、第12条の2）
※特別管理産業廃棄物を排出する事業場には、特別管理産業廃棄物管理責任者を配置（第12条の2）

産業廃棄物	仮囲い及び掲示板の設置
	飛散、流出、地下浸透の防止措置
	屋外での保管する場合は高さ制限順守
特別管理産業廃棄物	混入防止の仕切り等を設置
	廃石綿等は梱包等で飛散防止措置
	廃油、廃酸、廃アルカリは容器で密閉等の措置

（特別管理）産業廃棄物を現場外で保管するとき （保管場所面積：300㎡以上）



- （特別管理）廃棄物の事業場外の保管の届出（第12条、第12条の2）
※届出事項を変更するときも同様



都道府県知事等

（特別管理）産業廃棄物の処理（運搬、処分）を委託するとき



- 委託する相手：（特別管理）産業廃棄物処理業の許可を受けた者、あるいはその他法令により定められた者（事前協議等の手続き確認）（第12条、第12条の2）
- 委託基準の順守：書面による委託契約等（第12条、第12条の2）
- マニフェストの交付等（第12条の3）※次ページ参照
- 適正処理の確認：委託（特別管理）産業廃棄物が最後まで適正に処理されたことを確認する。なお、確認ができなかった場合には必要な措置をとる。実施確認については努力義務（第12条）

※排出事業者が自ら運搬する場合は、許可番号の車両表示や許可証の携行等は不要

● 処理に関する基準の概要

処理の区分	基準の概要（主なもの）
収集・運搬	車両表示・書面備え付け
積替え・保管	保管は積替えを行う場合で基準に適合する場合のみ可。保管上限は、1日平均搬出量×7
中間処理・再生	焼却・熱分解は、省令で定められた設備の構造・方法による。 保管上限：1日処理量×14（木くず、コンクリート破片の再生は×28、アス・コン破片の再生は×70等例外あり） * 石綿含有産業廃棄物は原則切断・破碎等の禁止 * 廃石綿等の中間処理：溶融又は無害化
埋立処分	周囲に囲い、掲示。埋立終了時の覆土。安定型最終処分場においては、安定型以外の廃棄物の混入・付着防止措置（熱しゃく減量5%以下等）。廃プラ、ゴムくずはおおむね15cm以下に破碎・切断、もしくは溶融、焼却、熱分解後埋め立て等 * 汚泥の埋立は含水率85%以下 * 液状の廃油、廃酸、廃アルカリは埋立禁止

● 石綿関連の廃棄物の取扱い（注意事項）

廃石綿等：吹付石綿等（レベル1）及び耐火被覆材など（レベル2）

- ・電気炉等で熔融処理又は、認定施設で無害化処理する。埋め立て処分の場合は、あらかじめ、固型か、薬剤による安定化後、耐水性の材料で二重梱包し、特別管理産業廃棄物（廃石綿等）の許可のある処分場に埋め立てる。

石綿含有産業廃棄物：スレート、屋根材及び P タイルなど（レベル3）

- ・切断・破碎等せず集積後、熔融施設又は無害化認定施設あるいは最終処分場に搬出する。

※ともに他の廃棄物と分けて保管し、梱包袋に石綿等が入っていること及び取り扱い上の注意事項を表示する。

〈マニフェスト（管理票）関連〉



- マニフェストの交付（第 12 条の 3）
- マニフェストによる運搬、処分終了の確認（第 12 条の 3）
- マニフェストの保存（第 12 条の 3）
- 交付者が講ずべき措置（第 12 条の 6）

産業廃棄物処理施設を 設置等するとき



- 産業廃棄物処理施設の設置許可（要許可申請）（第 15 条）
- 施設使用前検査の受検（第 15 条の 2）



都道府県知事等

汚泥の脱水施設	処理能力 10 m ³ /日を超えるもの
汚泥の乾燥施設	処理能力 10 m ³ /日を超えるもの。 ただし、天日乾燥にあつては、100 m ³ /日を超えるもの
木くず、がれきの破碎施設	処理能力 5t /日を超えるもの（移動式は除く）

産業廃棄物処理施設を 設置したとき



- 廃棄物処理施設の維持管理（第 15 条の 2 の 3）
- 周辺地域への配慮（第 15 条の 2）
- 技術管理者の設置（第 21 条）
- 産業廃棄物処理責任者の設置（第 12 条）
- 帳簿の備え付け・保存（第 12 条）
- 事故時の措置（第 21 条の 2）

罰 則

〈排出時〉

- 廃棄物の不法投棄・野外焼却 → 5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金またはこの併科

〈委託時〉

- 無許可業者への処理委託 → 5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科
- 処理委託基準違反（委託契約書の未作成、法定記載事項の未記載） → 3 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科

〈マニフェスト関連〉

- 不交付、法定記載事項の未記載又は虚偽記載、保存義務違反 → 1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金

〈産業廃棄物処理施設〉

- 無許可設置 → 5 年以下の拘禁刑もしくは 1,000 万円以下の罰金
- 施設使用前検査受検義務違反 → 6 月以下の拘禁刑もしくは 50 万円以下の罰金

※行為者のほか、法人も罰金刑の対象

条 例

- 自治体によって異なる判断をされる場合があるので確認が必要（アスベスト規制、特別管理産業廃棄物管理責任者、場外保管、実地確認、事前協議、自ら利用等）

建設リサイクル法は、特定建設資材※¹を用いた一定規模の工事※²（以下、対象建設工事）において、解体工事では、廃棄物を分別しながら計画的に解体すること、新增築工事や改修工事では、副次的に発生する建設資材の廃棄物を種類毎に分別しながら施工すること等を規定している。

* ¹ 特定建設資材
コンクリート
コンクリート及び鉄からなる建設資材
木材
アスファルト・コンクリート

工事の種類	* ² 規模の基準
建築物の新築・増築工事	延べ床面積 500 ㎡以上
建築物の解体工事	延べ床面積 80 ㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	1 億円以上（税込）
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	500 万円以上（税込）

対象建設工事に着手するとき



- 事前調査、分別解体等の計画作成・発注者へ説明（要書面交付）（第 9 条）
- 「法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面」を請負契約書に添付（第 13 条）



- 対象建設工事の届出（第 10 条）

※届出事項の変更時も同様

※委任状により元請業者の提出が可能

→ 公共工事の場合は届出に代えて通知



都道府県知事等



7 日前
まで

対象建設工事を行うとき



- 分別解体・再資源化等実施（第 9 条、第 16 条）
- 発注者へ「再資源化等（完了）報告書」の提出（第 18 条）
- 再資源化等の実施状況に関する記録の作成・保存（第 18 条）



- 対象建設工事の未届／虚偽の届出（発注者・自主施工者） → 20 万円以下の罰金
※変更時も同様
- 再資源化等の実施状況に関する記録の未作成／虚偽記録の作成／未保存 → 10 万円以下の過料

資源有効利用促進法は、資源の有効な利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、副産物の発生の抑制並びに再生資源の利用の促進に関する措置を講ずることが目的。

建設工事を行うとき



- 原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。（第 4 条）
- 建設工事に係る副産物を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。（第 4 条）

建設資材※¹を搬入するとき



*¹ 建設資材

土砂 500 ㎡以上、碎石 500t 以上、加熱アスファルト混合物 200t 以上のいずれか一つを満たす場合

- 再生資源利用計画書の作成（変更時同様）（再令第 9 条）
- 工事の着手前に発注者へ計画の提出・内容を説明（再令第 9 条）
- 発注者請求時に実施状況を報告（再令第 9 条）
- 計画書を公衆の見やすい場所に掲示（再令第 9 条）
- 発生土の搬入元に受領書を交付（再令第 5 条）
- 計画の実施状況の記録の作成（再令第 9 条）
- 実施記録を工事完成後 5 年保存（再令第 9 条）

指定副産物※²を搬出するとき



*² 指定副産物

建設発生土（土砂）500 ㎡以上、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材の重量合計 200t 以上のいずれか一つを満たす場合

- 再生資源利用促進計画書の作成（変更時同様）（副令第 8 条）
- 土砂の搬出先の許可・土対法の手続きを確認、確認結果票に記載（副令第 8 条）
- 工事の着手前に発注者へ計画の提出・内容を説明（副令第 8 条）
- 発注者請求時に実施状況を報告（副令第 8 条）
- 土砂条例等の許可等を確認し、確認結果票を作成（副令第 8 条）
- 計画書・確認結果票を公衆の見やすい場所に掲示（副令第 8 条）
- 土砂の運搬者へ計画内容・許可等の確認結果を通知（副令第 8 条）
- 土砂の搬出先に受領書の交付を求め、最終搬出先を確認（副令第 6 条）
※①国又は地方公共団体が管理する場所、②他の建設現場で利用する場合、③登録ストックヤードを除く
- 計画の実施状況の記録を作成、工事完成後 5 年保存（副令第 8 条）
- 受領書等・最終搬出を記録した書面を工事完成後 5 年保存（副令第 6 条）

宅地造成及び特定盛土等規制法は、宅地造成、特定盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することが目的。

宅地造成等工事規制区域※内において、一定規模※¹以上の土地の形質変更※²・土石の堆積※³を行う場合（工事主※⁴）

※宅地造成等工事規制区域：主に丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

建設工事を行うとき



- 許可を申請する場合は、あらかじめ周辺住民に工事内容を周知（第11条）
- 都道府県知事の許可（第12条）
- 計画変更の許可、軽微な変更の届出（第16条）



- 中間検査・定期報告・完了検査の申請、中間検査合格証・必要事項の付加・検査済証の交付を受ける（第17条、18条、19条）



- 技術的基準に従い必要な措置を講ず（第13条）

特定盛土等規制区域※内において、一定規模※¹以上の土地の形質変更※²・土石の堆積※³を行う場合（工事主※⁴）

※土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる森林、農地、平地部の土地



- 許可を申請する場合は、あらかじめ周辺住民に工事内容を周知（第29条）
- 都道府県知事の許可（第27条、30条）
- 計画変更の届出・許可（第28条、35条）



- 中間検査・定期報告・完了検査の申請、中間検査合格証・必要事項の付加・検査済証の交付を受ける（第36条、37条、38条）



- 技術的基準に従い必要な措置を講ず（第31条）

建設工事を行うとき

*1 一定規模

規模要件は、各都道府県等の条例により規制対象規模等が異なる場合があるため、各都道府県の規制を確認。「堀削土や土石の現場内やその付近での一時的な堆積」や「凸凹な土地の整正など、規模が小さい行為」は対象外。

*2 形質変更

土地を造成するための切土・盛土

*3 土石の堆積

一定期間経過後の除去を前提に、土石を一時的に積み上げる行為

*4 工事主

工事の請負契約の注文者又は自ら工事する者

注意：規制区域の指定日に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、許可は不要ですが、指定日から21日以内に都道府県に工事内容を届出する必要があります。

補足：建設汚泥をリサイクルする場合は、「建設廃棄物処理指針（指定制度、自ら利用、広域的処理認定制度）」、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性判断指針」や「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」も参照下さい。

罰則



- 安全基準違反（設計図書を用いないで施工した場合や設計図書・技術基準に従わないで施工した場合）（直罰） → 拘禁刑3年以下/罰金1,000万円以下 法人重科 3億円以下
- 無許可盛土、無検査盛土、安全基準違反等に関する命令違反 → — " —

条例



- 各都道府県等の条例により規制対象規模等が異なる場合がある。
- 規制区域の指定はR5.5.26より。規制範囲は、各都道府県のウェブサイトで確認する。

プラスチック資源循環法は、プラスチックの資源循環を促進し、プラスチックごみを減らすことで持続可能な社会を実現することが目的。

建設工事を行うとき



- 多量排出事業者※は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化等の関する目標を定め、取組を計画的に行う。（排出事業者の判断基準令第4条）
- ※多量排出事業者：前年度のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が全社で250トン以上の排出事業者

PRTR法は、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等により、環境の保全上の支障を未然に防止することなどを目的としている。

指定化学物質*を他の事業者 に譲渡・提供するとき



- 譲渡・提供する事業者へのSDS*の提供（第14条）
*SDS：Safety Data Sheet（安全データシート）

※建設工事の現場（施工者）が対象となる罰則は無し

*指定化学物質

- ・第1種指定化学物質：462物質
（令和5年4月1日より515物質）
- ・第2種指定化学物質：100物質
（令和5年4月1日より134物質）

PCB特措法は、PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、その確実かつ適正な処理を推進し、生活環境の保全を図ることなどを目的としている。

PCB 廃棄物を 保管等しているとき



- 保管および処分状況の届出（第8条）



PCB 廃棄物*を取扱うとき



- 定められた期間内の処分（委託）（第10条）
- 譲渡しの禁止（第17条）

*PCB 廃棄物となる可能性のあるものの例

- ・コンデンサー・変圧器・安定器等の電気機器
- ・ポリサルファイド系シーリング材
- ・橋梁等の塗膜



- 譲受けの禁止（第17条）

※PCB 廃棄物は建設工事に伴い生じる他の建設工事廃棄物と異なり、所有者が処理責任を負う

罰則

- 適正な処理以外でのPCB 廃棄物譲渡・譲受 → 3年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金または併料

安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。

以下の廃棄物焼却炉等 を解体等するとき



- 計画の届出
（廃棄物焼却炉解体工事）
（第88条、安衛則90条）



廃棄物焼却炉*

（火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。）

*廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

条 例

廃棄物焼却炉等の解体については、自治体の環境条例等で規制がある場合あり

自然環境保全法は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全や生物の多様性の確保を総合的に推進することなどを目的としている。

自然環境保全地域*内で 以下の行為を行うとき (発注者)

*自然環境保全地域：環境大臣が指定する地域

土地・海底の形質変更
建築物 高さ 10m超、延床面積 200 m²超
工作物 高さ 10m超、投影面積 200 m²超
道路 幅員 2m超
鉄塔、煙突、電柱類高さ 30m超
ダム 高さ 20m超他



- 普通地区*内における行為の届出 (第 28 条)

*普通地区：自然環境保全地域の区域のうち特別地区及び海域特別地区に含まれない区域

※特別地区及び海域特別地区内の行為は許可対象

※自然環境保全法では、自然環境保全地域のほか、原生自然環境保全地域と沖合海底自然環境保全地域について規定、各種行為についての規制されている。



自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、生物の多様性の確保に寄与することなどを目的としている。

国立公園、国定公園内で 以下の行為を行うとき (発注者)

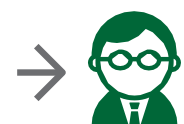
・建築物 高さ 13m 超、延面積 1000 m²超
・道路 幅員 2m 超
・太陽光発電施設 投影面積 1000 m²
・海面区域の工作物 高さ 5m 超、投影面積 100 m²超他



- 普通地域*における行為の届出 (第 33 条)

*普通地域：国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域

※特別地域及び海域公園地区内の行為は許可対象



国立公園：環境大臣／
国定公園：都道府県知事

都市緑地法は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることなどを目的としている。

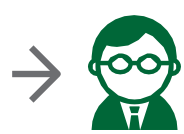
緑地保全地域*内で 以下の行為を行うとき (発注者)

*緑地保全地域：都市計画区域又は準都市計画区域内の緑地で都市計画に定める地域

・建築物等の新増築
・土地形質の変更 60 m²超
・外における土石、廃棄物、再生資源の堆積 60 m²超または高さ 1.5m 超
・伐採等



- 緑地保全地域における行為の届出 (第 8 条)

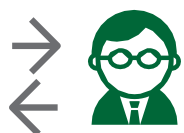


都道府県知事等



- 特別緑地保全地区*における行為の許可 (要許可申請) (第 14 条)

*特別緑地保全地区：都市計画区域内の緑地で都市計画に定める地区



都道府県知事等



- 無許可行為 (都市緑地法) → 6 か月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金
- 未届／虚偽の届出 (三法共通) → 30 万円以下の罰金



都道府県条例で都道府県環境保全地域について指定、規制している場合あり
都道府県立公園についても、各地に同様の条例あり

景観法は、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現などを目的としている。

景観計画区域内*で以下の行為を行うとき(発注者)

*景観計画区域：景観行政団体（都道府県等）が策定する景観計画で定められた区域

行為の例

- ・建築物等の新改増築、移転
- ・廃棄物の堆積（高さ1.5m 超）



- 行為の届出（第16条、第18条）



都道府県知事等



- 未届／虚偽の届出 → 30万円以下の罰金



自治体により景観条例あり

生物多様性保全

種の保存法は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全することなどを目的としている。

生息地等保護区*の区域内で以下の行為を行うとき(発注者)

*生息地等保護区：環境大臣が指定した区域

行為の例

- ・建築物延床面積 200 m²超
- ・工作物投影面積 200 m²超
- ・鉄塔類高さ 30m 超
- ・土地形質の変更



- 管理地区*内の行為の許可（要許可申請）（第37条）

*管理地区：生息地等保護区の区域内で環境大臣が指定



環境大臣



- 監視地区*内における行為の届出（第39条）

*監視地区：生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分



環境大臣



鳥獣保護管理法は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。）や生活環境の保全等を目的としている。

特別保護地区*の区域内で以下の行為を行うとき(発注者)

*特別保護地区：都道府県知事が指定した区域

行為の例

- ・埋立 1 ha 超
- ・間伐 20% 超
- ・工作物の設置



- 行為の許可（要許可申請）（第29条）



環境大臣／
都道府県知事等



- 無許可行為 → 1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金（種の保存法）
→ 6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（鳥獣保護管理法）
- 未届／虚偽の届出 → 50万円以下の罰金（種の保存法）



自治体により希少野生動植物保護条例にて生息地等保護地区設定の場合あり

海洋汚染防止法は、船舶などからの、油、有害液体物質、廃棄物の海洋への排出や海底下への廃棄を規制することにより、海洋の汚染・災害を防止し、海洋環境を保全することを目的としている。

海洋施設を設置するとき (発注者)



- 海洋施設の設置の届出
(第 18 条の 3)



海上保安庁長官



※施工に際しては、各種届出・許可等について別途確認する。

船舶を使用して工事等を行うとき



- 船舶からの廃棄物の排出の禁止 (第 10 条)

※水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂・汚泥）で政令で定める基準に適合するもの等を除く

※緊急避難・不可抗力的な場合には例外的に排出が認められている。

● 留意事項

※法は、船舶所有者等に汚染の防止のための管理者の選任、設備等の設置や積載の制限、油濁防止規程の順守、記録簿の保管について定めているが、トラブル発生時には、工事管理者の責任や工程の遅延等の問題が発生することに留意する必要がある。

※法は、油、有害液体物質、廃棄物、および大気中・海底下に排出するガスやオゾン層破壊物質等を対象とし、それらの焼却・海洋への排出・海底の下に廃棄、およびその防除のための措置、また海上火災の発生及び拡大の防止、船舶交通の危険の防止について広範に規制している。

罰 則



- 海域における、船舶からの廃棄物の排出 → 1,000 万円以下の罰金

港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的としている。

港内又は港の境界附近で、石炭、石、れんがその他散乱るおそれのある物を船舶に積み／卸そうとするとき



- 水面への脱落防止措置 (第 23 条)

罰 則



- 水面への脱落防止措置義務違反 → 30 万円以下の罰金又は科料